

いじめ防止の具体的な取り組みについて

「高島市いじめ防止基本方針」P8 「(4) いじめ防止の手立て」について

1. 保育・教育・子育ての一連の営みの中での子育て支援

保護者の子ども理解を深めるための支援

- ① 親子フォーラムや子育て講演会、クラス懇談会、保育参加、PTA活動、保護者会事業等を実施

園では、保護者同士の連携、交流、子ども理解が図れるよう、親子フォーラムや子育て講演会、クラス懇談会、保育参加、PTA活動、保護者会事業等を実施しています。

- ② 園と家庭の信頼関係の築き

日常の送迎の際の保護者との会話や相談、おたより帳の活用、個別懇談を実施し、互いの信頼関係を築きながら、家庭での子どもの様子や園の集団生活の中での子どもの様子を伝え合い、小さな変化に気づいたり、家庭と園が同じ目線で子どもに配慮し、援助していけるようにしています。

- ③ 子どもの人権学習

親子CAP研修を5歳児の親子が受講し、子どもの「安心」・「安全」・「自由」の子どもの人権を学習し、保護者と子どもが共に学んでいます。

地域の子育て支援事業の充実

- ① 地域子育て支援センター事業や子育て親子つどいの広場事業の実施

子どもを家庭で養育する保護者（特に3歳未満児）が孤立しないように、市内6地域の公立園等には地域子育て支援センターを、私立認定こども園内には子育て親子つどいの広場をそれぞれ開設し、親子のあそび場や発達年齢に応じたおもちゃ、自然環境などを整え、子どもの関わり方や、あそびを伝えることや、子どもの料理教室や育児相談事業を推進することにより、保護者が子育ての喜びや生きがいを実感できることにつながるように努めています。

- ② 子育てサポーター養成講座の実施

地域が一体となって子どもの学びや成長を豊かにする観点から、地域人材の育児支援参画を図るため、子育て支援課や園の保育士が育児支援者養成のための「子育てサポーター養成講座」等に関わり、現代の子育て事情、子ども理解や子どもの発達年齢、保護者理解、子どもの安全などについて直接伝えていくことにより、地域の子育てサポーターから子どもの関わり方を学び、地域とつながることで、保護者が「子どもに優しい子育て」を実践することになります。

③ 地域の人々との交流

家庭では体験できない社会・文化・自然体験など地域の方に参加していただき、子どもたちと共に活動し、交流する中で、多様な人間関係を育てています。

2. 市の乳幼児保育・教育内容の一層の充実

保育者の資質向上

① 高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムの実践

高島市の保育園・幼稚園・認定こども園が公・私立の枠を越えて、協働して作成した「高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラム」を、保育の基本方針として保育内容に取り入れています。

② 「子どもの見方」の共通認識

「子どもの発達過程」、「子どもの見方」、「ひとりひとりの発達の違いに応じた配慮や援助」等について、共通認識を持って保育・教育を行っています。

③ 幼児教育相談員の配置と巡回訪問

乳幼児教育の向上を図るため、幼児教育相談員を子育て支援課に配置し、公立の保育園・幼稚園・認定こども園を保育巡回し、「子ども理解」、「なぜそうするのか」という子どもの背景からの子どもの内面の読み取り、「保育・教育内容や指導方法」、「保育環境構成の改善」等について指導・助言を行っています。

④ 「園内研修」・「公開保育」の実施

保育・教育の質を深めるため、公立園の正規職員は全員、「園内研修」・「公開保育」を実施し、指導者や他の保育者と意見を出し合いながら、実践形式の研修を行っています。

⑤ 市内の公・私立園が同じ学びをする

特別支援教育研修、乳児保育研修、障がい児保育研修、新任保育士研修、主任保育士研修、市外の園の視察研修など、子育て支援課で様々な研修を企画・主催し、公・私立園の職員に対し同じ学びの場を提供しています。

⑥ 保育者のふるまいが子どもの学び

保育者が、子どもに関わる態度や言動、ふるまいが、子どもの学びになることを常に意識して子どもと関わるようにしています。

子どもの人格形成につながる保育内容の充実

① 「乳児育児担当制」の推進

乳児期は、保育士が家族以外に初めて出会う信頼できる大人の存在となるために、育児（食事、排泄、着脱、午睡）は決まった保育士が1対1で、いつも同じ手順で担当する「乳児担当制保育」を推進しています。乳児担当制保育の中で、「自我の芽生え」、「自己主張」、「甘えもわがままも出せる」など、乳児期ならではの「あるがままの自分をだすこと」を保障する乳児保育を大切にしています。

② 「いざこざを子どもの学びの場」と捉える

幼児期は、あそびや生活の中で、「いざこざ」の場面を「自分と他者との存在」、「自分と他者との思いの違い」、「違いの受けとめ」や「互いに折り合いをつける力」の学びの場として捉え、互いの思いや感情、考えを十分に言葉で出しきることや、場面によっては、特に5歳児はクラス全体での話し合いをもつなど、子ども主体の取り組みを大切にしています。

③ 5歳児の協同活動をする

子ども同士のコミュニケーションを行う中で、特に5歳児は、他者との協同の精神が育つような活動やあそびを日常の保育計画の中に取り入れています。

④ インクルーシブ教育の理念

インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと共に安心して過ごせるように、必要な環境整備や支援を行うと共に、適切な保育となるよう、個別指導計画を作成しています。また、障がいのある子どもや気になる子どもに関して、必要とされる支援の目標や内容、支援するにあたっての留意事項など、担任間や学年間、園全体で周知、共通理解を深めています。

⑤ 子どもの力関係を固定化させない

学級経営の中では、「この子には勝てない」、「この子には言えない」等、「この子はこういう子」という決めつけた見方が、子どもたちの中に固定しないよう、「子ども一人ひとりが光る場面」が生まれ、子どもが一人ひとりの良さを感じ取れる保育を展開していきます。

⑥ すべての子どもにわかりやすい保育環境作りをめざす

すべての子どもたちにとって、わかりやすい支援、過ごしやすい保育、できるところはさらに伸ばし、できにくいところは支援していく保育となるよう、視覚支援やデイリープログラム、環境等の工夫に努めています。